

NO	資料名(統一)	頁	行目	項目	タイトル	質問・意見	回答案
13	要求水準書(案)	7 79	30 8	(8) 第7-3 (2)	施設概要・事業方式 事業期間終了時の対応	収益施設の管理にあたっては、都市公園法第5条の規定に基づく設置管理許可制度を適用するとあるが、設置許可を与えられる対象はSPCではなく、設置許可を最初に受ける段階でBOO事業者か収益施設等整備運営企業かを選択できると考えてよいか。	SPCに限らず、収益施設等整備運営業務を実施する企業に対して設置管理許可することを予定しています。
14	要求水準書(案)	7 79	30 8	(8) 第7-3 (2)	施設概要・事業方式 事業期間終了時の対応	BOO事業者または収益施設等整備運営企業に設置許可を与えることを認めてもらいたい。 プール再整備運営事業・公園再整備運営事業と収益施設等整備運営事業は、一体となって公園全体の活性化に尽力することを前提として、その事業方式の違いを鑑みBOO方式についてはその独立性を担保してもらいたい。 この場合、BOO事業者または収益施設等整備運営企業はSPC構成企業か否かにかかわらず、BOO事業を独立的に運営できることとしてもらえないか？	SPCに限らず、収益施設等整備運営業務を実施する企業に対して設置管理許可することを予定しています。 収益施設等整備運営業務については、事業者(SPC)から受託、又は請け負った構成員、若しくは、構成員から受託、又は請け負った協力企業で実施することとなります。